

令和3年度 和歌山県

はかりの定期検査のお知らせ

～そのはかり、検査を受けていますか？～

取引（商売）や証明に使用する【はかり】は、計量法の規定により2年に1度、和歌山県が実施する検査を必ず受検しなければなりません。



高野町は今年度が実施対象となっておりますので、取引（商売）や証明に【はかり】を使用している方は、必ず検査を受けてください。



検査に合格した【はかり】には左のシールが貼られます。

検査を受検していない、または合格していない【はかり】は、取引（商売）や証明に使用できません。

検査の対象となる【はかり】については裏面を参照してください。

「高野町」検査会場・日程

実施場所	実施年月日	実施時間
高野町役場富貴支所（高野町西富貴45）	令和3年4月27日（火）	11:00～11:30
高野町民体育館（高野町高野山486）	〃 〃	13:30～15:00

問い合わせ先

1	和歌山県商工観光労働総務課 計量指導班 TEL 073-441-2713 FAX 073-432-4409	2	高野町 観光振興課 TEL 0736-56-2780 FAX 0736-56-2770
---	--	---	--

令和3年度【はかり】の定期検査について

- 計量法第19条の規定により、表面日程のとおり【はかり】の定期検査を実施します。
- 検査対象の【はかり】について確認したい方は、表面記載の（問い合わせ先1）までご連絡ください。
- **新品免除**：平成31年4月以降に製造されたはかりは、1年以内の検査が免除になります。

検査の対象となる【はかり】の一例

- (1) 商店（精肉店、鮮魚店、米穀店、菓子店、惣菜店等）での計量販売に使用するはかり
- (2) 薬局、病院、医院の調剤用はかり及び健康診断に使用する証明用体重計
- (3) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での健康診断に使用する証明用体重計
- (4) 各種農林水産物の計量販売に使用するはかり
- (5) 事業所（農協、漁協、工場等）での受入・出荷時に使用するはかり、内容量及び品質表示のための計量に使用するはかり
- (6) 運送（宅配便）会社の荷物の運賃算出のための計量に使用するはかり（**取次店を含む**）
- (7) 官公庁（保健所、保健センター等）で各種証明に使用するはかり
- (8) 百貨店、スーパー、青果市場、魚市場、観光農園、貴金属店、釣具店、LPG充填所等での計量に使用するはかり

検査の対象から除かれる【はかり】の一例

- (1) 事業所や商店で、商品の製造・加工工程で使用されるはかり
- (2) 個人の健康管理のために使用する体重計
- (3) 料金等の目安を調べるために使用するはかり
- (4) 各農家から農協に出荷する際にのみ使用するはかり

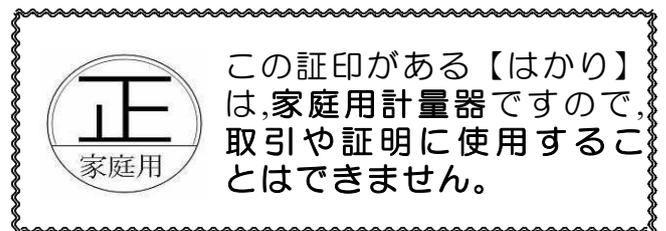
【はかり】は精度を確保するための検定等が実施されており、これに合格したのものには次の証印が付されています。



検定証印



基準適合証印



※家庭用計量器以外にも「取引証明以外用」と表記されている計量器もありますので、取引証明に使用する場合、検定証印、基準適合証印の有無を確認してください。

取引や証明に使用する計量器は、上記の**検定証印**、**基準適合証印**のどちらかが付されているものでなければ使用することはできません。

しかし、検定等に合格した【はかり】であっても、使用していると精度にくるいが生じることがあります。そこで、精度を確認するために、取引（商売）や証明（学校の体重計等）に使用される【はかり】は、**2年に1度、定期検査**を受検することが計量法によって義務付けられています。